

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ」 運営方針(案)

1 開催趣旨

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に設置されるWGとして、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等(5Gビジネスデザイン)について検討を行うとともに、それに資する新たな割当方式としての「条件付きオークション」の制度設計についても検討を行い、本懇談会に報告することを目的として開催する。

2 名称

本WGは、「5Gビジネスデザインワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

次の事項に関する専門的検討を行う。

- (1) ミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスの将来像
- (2) 5Gビジネスを拡大していくための方策等(5Gビジネスデザイン)
- (3) 周波数帯の特性に応じた割当方式の制度化に向けた検討
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 懇談会座長は、必要に応じて、本WGに出席することができる。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (8) 主査は、更に検討を深めるため、必要に応じて、タスクフォースを開催することができる。
- (9) タスクフォースの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。
- (10) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ」

構成員 一覧

(敬称略、主査を除き五十音順)

(主査)	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授
	栄藤 稔	大阪大学先導的学際研究機構教授
	岡田 羊祐	一橋大学大学院経済学研究科教授
	黒坂 達也	株式会社企代表取締役
	桑津 浩太郎	株式会社野村総合研究所研究理事
	砂田 薫	情報システム学会会長/国際大学 GLOCOM 主幹研究員
	高田 潤一	東京工業大学環境・社会理工学院学院長/教授
	中尾 彰宏	東京大学大学院工学系研究科教授
	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授